

二宮町ホームページ広告事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町広告事業実施要綱（以下「広告事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、町がインターネット上に公開する二宮町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告募集及び掲載等について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体及び位置)

第2条 広告を掲載する媒体及び位置は、ホームページにバナー広告として掲載し町が指定する位置とする。

(広告の規格及び掲載料等)

第3条 広告の規格は次のとおりとし、広告主の名称（略称及び俗称を含む）を明記するものとする。

- (1) 縦 49 ピクセル、横 147 ピクセル
- (2) 5 キロバイト以内
- (3) G I F 形式（アニメーション不可）

2 広告の掲載料は、1 枠当たり月額 8,000 円（町内に事業所を有する者が広告を掲載する場合は、1 枠当たり月額 5,000 円）とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1 か月を単位とし、連続する掲載期間は最長 12 か月とする。

2 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

3 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が希望する場合、前項に規定する掲載開始日及び掲載終了日以外の日を指定することができる。ただし、1 か月に満たない期間の掲載に対しても月額による掲載料が生じるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 申込者は、二宮町ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に広告原稿素案を添付し、掲載希望月の前月の初日から10日までの間に町長に申込みなければならない。ただし、連続する掲載期間についての申込みは、連続する掲載希望月の最初の月の前月の初日から10日までの間に行うものとする。

2 前条第3項による掲載については、前項に規定する期日以降、町長が指定する期日までの間も申込みができるものとする。

3 町長は、前2項の規定による申込みに対し、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告事業実施要綱第4条に規定する基準により掲載の可否を審査し、二宮町ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付方法）

第7条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は町長が指定する期日までに、広告掲載の決定を受けた期間の全額の広告掲載料を納付しなければならない。ただし、掲載期間が年度を越える場合は、当該年度ごとに分割して納付するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告主は、第3条に規定する規格により広告原稿（画像データ）を作成し、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 町長は、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿の変更を求めることができる。

（広告の変更）

第9条 広告主は、1か月を単位とし広告内容又はリンク先アドレスを変更することができる。

2 前項の規定により広告を変更しようとするときは、変更しようとする月の前月20日までに町長に申出て、その承認を得るものとする。

（広告掲載の取下げ）

第10条 広告主は、自己の都合により広告を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により取下げようとするときは、取下げようとする月の前月20日までに、二宮町ホームページ広告掲載取下申出書（第3号様式）により町長に申出なければならない。

3 第4条第3項による掲載については、前項に規定する期日以降、掲載開始を希望する日の5日前までの間も取下げできるものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 町長は、広告事業実施要綱第7条第2項に定めるもののほか、次の各号に該当するときは、二宮町ホームページ広告掲載取消通知書（第4号様式）により広告掲載の決定を取消し、又はその掲載を停止することができる。

（1）指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

（2）指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

（3）天災、事変その他非常事態が生じたとき。

（4）広告主又は広告内容が不相当であると町長が判断したとき。

（広告掲載料の還付）

第12条 広告事業実施要綱第9条第3項に定めるもののほか、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取消したときは、二宮町ホームページ広告掲

載料還付請求書（第5号様式）で町長に請求することにより、納付済みの広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（手続きの代行）

第13条 申込者及び広告主は、この要領に定める掲載に係る手続きについて、広告代理店等に代行させることができるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領施行の際現に申込書を受理しているものに係る掲載料については、なお従前の例による。